

(保) 第4号
昭和52年1月28日

本部各部課長
各警察署長 殿

項目コード	J 0 3 0 7
保存期間	長 期
廃棄年月日	
担当係	銃器安全係

三重県警察本部長

火薬類立入検査規程の制定及び火薬類立入検査実施要綱の策定について

(例規通達)

改正 昭55(保)第51号、昭61(務)第28号

対号 火薬類取扱場所の立入検査実施規程の制定について(例規通達・昭和43年5月14日(防)第21号)

火薬類取扱場所に対する立入検査については、火薬類取扱場所の立入検査実施規程(昭和43年三重県公安委員会規程第3号。以下「旧規程」という。)及び対号例規通達により実施してきたところであるが、この度、火薬類規制の現状及び火薬類取締りの実態に対応して、立入検査を合理的かつ効果的に運用するため、旧規程が廃止され、新たに火薬類立入検査規程(昭和52年三重県公安委員会規程第1号。以下「新規程」という。)が制定され、昭和52年2月1日から施行されることとなった。

これに伴い、火薬類立入検査実施要綱を別添のとおり策定したから、この要綱及び次の新規程制定の趣旨、解釈と運用等に留意のうえ、立入検査の合理的かつ効果的な運用に努められたい。

なお、対号例規通達は廃止する。

記

1 新規程制定の趣旨

火薬類取扱場所に対する警察職員の立入検査については、昭和36年2月「火薬類取締法の一部を改正する法律」(昭和35年法律第140号)の施行により、関係行政機関職員とほぼ同様の立入権が認められて以来、火薬類の不正流出ひいては火薬類使用犯罪の防止等においてかなりの成果をあげてきたところである。しかしながら、最近企業を対象とする過激派グループ等による爆弾事件が多発する傾向が強まり、火薬類に対する抜本的な施策の実施が要請されたため、通商産業省において火薬類の盗難防止を中心とした火薬類取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第88号)の一部改正及び行政処分基準の強化が図られるとともに、警察にお

いても、立入専従職員の配置、立入検査用車両の整備等体制面の強化を図ってきたところである。

このような火薬類規制の現状及び取締りの実態に対応して、立入検査をさらに合理的かつ効果的に推進するため新規程が制定されたものである。

2 新規程の解釈と運用

(1) 関係機関及び団体との協力（第2条）

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の適正な運用なканずく立入検査の効果的な実行を図るためには、関係行政機関が相互に協力し、緊密な連携を保持することが不可欠である。また火薬類の不正流出の防止については、火薬類を取扱う者が、保管管理等に対する遵法意識を高揚し、その徹底を図ることが基盤であると考えられるところから、関係団体（事業者）の自主保安体制の育成を強化することが極めて重要である。このような意味において関係機関との協力（連携）関係については、

○立入検査についての時期、実施細目等の連絡調整

○火薬類対策推進会議の場を通じて良好な協力関係を維持し、警察における立入検査結果等を積極的に行政に反映させる

等の配慮が必要である。

また、関係団体（事業者）との協力関係については、火薬類使用犯罪及び火薬類盗難被害等の実態を関係者に周知させることにより、火薬類取扱場所における監督の強化を図るなど自主保安体制の育成を促進させることが大切である。

このような観点から本条が設けられたものである。

(2) 幹部の職務（第3条）

立入検査を効果的に運用するためには、立入検査に従事する職員はもちろん、火薬類の取締り事務にあたる各級幹部が、常に火薬類使用犯罪の動向及び不正流出防止上の問題点等に関心を持ち、これを正確には握し、指導取締り体制の整備を図っていくことが必要であるため、新しくこの規定が設けられたものである。

(3) 立入検査の種別（第4条）

立入検査の種別は、旧規程では、「定期立入検査」と「臨時立入検査」であったが、新規程では、「通常立入検査」、「いっせい立入検査」及び「新規立入検査」とした。

この規定改正のねらいは、従来の立入検査は、年間行事的な性格が強いところから、規程による立入検査については、年間を通じて常時行う「通常立入検査」を主軸として運用することとしたものである。

したがって、「通常立入検査」の運用については、三重県警察本部（以下「県本部」という。）の立入検査専従員が車両を使用して常時巡回する立入検査を主軸とし、これに県本部の年間計画による立入検査及び警察署が管内の火薬類取扱場所の実態に応じて計画的に実施する立入検査をあわせて実施することとした。

新規による立入検査の種別ごとの意味は、次のとおりである。

ア 通常立入検査

- (ア) 県本部の立入検査専従員による常時立入検査
- (イ) 県本部が、年間計画（おおむね2回以上）を定めて実施する立入検査
- (ウ) 警察署が、それぞれ管内の実態に即して計画実施する立入検査

イ いっせい立入検査

警察庁の計画により、年間1回以上全国的な規模で実施する立入検査

ウ 新規立入検査

火薬類取締法第52条の規定により知事部局から通報があった新規の火薬類取扱場所に対し、その場所を管轄する警察署が、そのつど速かに実施する立入検査

別 添

火薬類立入検査実施要綱

第1 趣 旨

この要綱は、火薬類立入検査規程（昭和52年三重県公安委員会規程第1号。以下「規程」という。）第6条の規定に基づき、火薬類取扱場所に対する立入検査に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 基礎資料の整備

立入検査を適正かつ効果的に推進するため、次の各号に掲げる要領により火薬類取扱場所の基礎資料を整備し、その活用を図るものとする。

- 1 三重県警察本部防犯部生活保安課（以下「生活保安課」という。）及び警察署に別記様式第1号から別記様式第4号までの台帳を整備し、「火薬類取扱場所台帳」（以下「台帳」という。）として保管、活用すること。
- 2 警察署長は、管轄区域内に新規に火薬類取扱場所が設けられた場合は、当該火薬類取扱場所の関係者に対し、火薬類の適正な保管管理について指導するとともに、必要な事項を聴取のうえ台帳を作成し、その写し1部を生活保安課長を通じ三重県警察本部長（以下「本部長」という。）に送付すること。
- 3 警察署長は、台帳の記載事項に変更又は追加を生じたときは、その都度遅滞なく追加訂正し、記載内容が実態に合致するようにするとともに、その内容を速やかに生活保安課長を通じ本部長に報告すること。
- 4 警察署長は、管轄区域内に新規に火薬類取扱場所が設けられた場合は、速やかに所管区勤務員に通知し、三重県外勤警察運営規程（昭和44年三重県警察本部訓令第17号）第25条に定める管内要覧7（危険物取扱業者）に登載整理させること。

第3 立入検査の事前準備

立入検査にあたっては、事前に関係法令の研さんに努めるとともに次の各号に掲げる事項を、あらかじめは握したうえ実施するものとする。

- 1 所在地、名称及び火薬類に関する許可の状況
- 2 火薬類製造保安責任者及び火薬類取扱保安責任者等の資格、人数及び氏名
- 3 過去における火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下「火取法」という。）違反及び火薬類盗難被害の状況
- 4 火薬庫（1級火薬庫、2級火薬庫、3級火薬庫及び実包火薬庫に限る。）にあつては、火薬類取締法施行規則（昭和25年通産省令第88号。以下「規則」という。）第24条第16号（警鳴装置の設置義務の免除）の適用の有無
- 5 火薬類販売所にあつては、火薬類の販売状況（販売先、販売年月日、種類及び数量等）
- 6 火薬類消費場所にあつては、火取法第30条第2項に定める火薬類取扱保安責任者の選任義務の有無、火取法第29条第4項に定める保安教育計画の策定に関する知事の指定の有

無、規則第52条第1項に定める火薬類取扱所設置義務の有無及び規則第48条第1項に定める火薬類取扱従事者の人数及び氏名

第4 立入検査の実施要領

立入検査にあたっては、次の各号に掲げる要領により実施するものとする。

- 1 原則として2名以上の警察職員をもって実施すること。
- 2 知事から通報のあった当該対象場所に対する許可通報書類等を携行し、効果的に実施すること。
- 3 当該取扱場所の責任者又は、その代理者に立入検査を実施する旨を告げ、これらの者の立会いを求めて実施すること。
- 4 火薬類取扱場所の種別に応じ、それぞれ別記様式第5号から別記様式第13号までの「立入検査実施票」の検査（指導）事項にしたがって実施すること。
- 5 「立入検査実施票」の内容のみにとらわれることなく、それ以外の事項についても積極的に検査を行うこと。
- 6 綿密周到な注意力をもって、ねばり強く実施し、当該火薬類取扱場所における火薬類保管管理の実態を正確には握るように努めること。

第5 立入検査実施上の留意事項

立入検査にあたっては、規程第5条に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項に留意して実施するものとする。

- 1 火薬類取扱場所においては、喫煙し又はマッチ、ライターなど、発火するおそれのある物は携帯しないこと。
- 2 火薬類取扱場所においては、職務上やむをえない場合のほか、みだりに火薬類の製造機械等を操作したり、火薬類を直接取扱わないようにすること。
- 3 発破による飛石、不発の爆薬等に十分注意し、受傷事故の防止に努めること。

第6 違反を認めた場合の措置

立入検査により違反を認めた場合は、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- 1 当該違反の状態が、火取法第45条に規定する緊急措置を要すると認められるときは、「火薬類の盗難防止に関する緊急措置要請の実施について」（例規通達・昭和50年6月30日（防）第38号）に定める手続きをもって措置を要請すること。
- 2 当該違反の状態が、火取法第45条の緊急措置を要するにいたらないと認められるもののうち、その場で改善が可能なものについては、直ちに改善させ、その場で改善することが困難な場合は、期限を付して改善を指導し、当該期間の経過後に結果を確認すること。
- 3 当該違反が、悪質又は重大な法令違反である場合は積極的に検挙措置を講ずること。
- 4 当該違反の原因を検討し、事後の改善措置の資料として活用すること。

第7 立入検査実施後の措置

立入検査実施後においては、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- 1 火取法違反が認められた者のうち、その罪状が悪質なもの、火取法違反の前歴があるもの又は、火薬類の適正な保管管理を期するため必要があると認められるものについては、「火薬類取締法令事務取扱要綱の制定について」（例規通達・昭和43年5月1日（防）第18号）第26条に定める手続きをもって火取法第52条第4項の措置を要請すること。
- 2 火取法違反が認められた火薬類取扱場所に対しては、事後の立入検査を強化すること。

第8 報告

立入検査の実施計画及び実施結果は、それぞれ次の各号により報告するものとする。

1 実施計画の報告

警察署計画による通常立入検査を実施する場合には、実施する1週間前までに、別記様式第14号により生活保安課あて電話報告すること。

2 実施結果の報告

- (1) 警察職員は、立入検査を実施した場合は第4の4に定める「立入検査実施票」により速かに所属の長に報告すること。
- (2) 警察署長は、警察署計画による通常立入検査を実施した場合は、実施後5日以内に別記様式第15号から別記様式第17号により生活保安課あて書類報告すること。

第9 実施期日

この要綱は、昭和52年2月1日から実施する。

(様式省略)